

茨木市学校給食民間委託運営委員会設置要綱

(設置)

第1 学校給食調理業務の民間委託に関する事項について協議検討するため、茨木市学校給食民間委託運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 学校給食調理業務の民間委託の実施に関すること。
- (2) 学校給食調理業務の民間委託の検証に関すること。
- (3) 学校給食調理業務の民間委託の対象校の選定に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は茨木市教育委員会教育総務部長の職にある者を、副委員長は同学校教育部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表1、別表2に掲げる者をもって充てる。

4 別表2に掲げる者については委員長が指名する。

(委員長等)

第4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席及び資料の提出を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、茨木市教育委員会教育総務部保健給食課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月8日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年 9 月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年 9 月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

委員

<別表 1 >

教育総務部保健給食課長

教育総務部保健給食課参事

教育総務部保健給食課給食係長

教育総務部保健給食課副主幹

教育総務部保健給食課栄養士

教育総務部教育政策課長

教育総務部施設課長

学校教育部学校教育推進課長

<別表 2 >

P T A代表 2 名

小学校校長会代表 2 名

小学校教頭会代表 2 名

学校給食調理員代表 2 名

栄養教諭・学校栄養職員代表 2 名

教職員代表 2 名